

第3回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年9月28日(木)午後1時00分

2. 場 所 大樹町役場委員会室(4階)

3. 出席委員 17名

4. 欠席委員 1名

5. 議事日程

日程第1 農業委員会業務報告について

日程第2 議案第37号 現況証明願いについて

日程第3 議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主事

7. 会議の概要

議長

ただ今から、第3回大樹町農業委員会総会を開きます

ただ今の出席委員は17名であります。

太田 福司 委員が所用のため本日の総会に出席できない旨の届出がありましたので、報告いたします。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第14条の規定により議長において、6番 竹内 稔 委員、7番 原口 武実 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

水津局長

平成29年8月30日の第2回総会以降で報告していなかった業務について報告いたします。

農業委員会業務報告

1. 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他4筆 270, 013㎡

契約年月日 平成26年4月23日

解約年月日 平成29年8月10日

基盤強化法による使用貸借

番号2番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他1筆 31, 550㎡

契約年月日 平成27年1月30日

解約年月日 平成29年9月29日

基盤強化法による貸貸借

2. 農地法第4条の規定による許可の専決について

番号1番

申請者 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 64, 396㎡のうち2, 999㎡

目的 農業用施設建設のため

北海道農業会議意見書年月日 対象外

許可年月日 平成29年8月31日

3. 農地法第5条の規定による許可の専決について

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 14, 343㎡のうち10, 353㎡

(地番) 14, 964㎡のうち 5, 147㎡

目的 農業体験宿泊の休憩所としてウッドデッキ及びテントの設置のため

北海道農業会議意見書年月日 平成29年8月25日

許可年月日 平成29年8月31日

4. 会議関係について

- (1) 9月5日(火) 第3回大樹町町議会定例会
～15日(金) 役場4階議場(会長出席)

資料として別紙1 6ページから7ページをご覧頂きたいと思います。6ページに業務報告として、平成29年度大樹町表彰式で10月1日の会長記念日に合わせ、産業功労賞として水沼委員が12年農業委員会をやっていたと言うことで表彰されると報告しております。

次に資料の7ページでございます。農業委員会の行政報告といたしまして、1、農業委員の委嘱について交換分合の推進委員の委嘱をしております。専門委員と地区委員合わせて10名という事で表の通り、報告してございます。

- (2) 9月8日(金) 十勝農業委員会連合会第3回役員会
帯広市役所(会長出席)

別紙2 8ページから13ページに資料がついております。

- (3) 9月12日(火) 第1回尾田地区農地等交換分合事業推進委員会
役場1階大会議室(交換分合推進委員)

別紙3 14ページから15ページにかけて推進委員会の議案が添付されております。この中では推進委員の委員長と副委員長の決定、5

番のその他で標準地として候補地を設定しております。標準地については15ページのA3のカラー版の図面中央の283番地付近を標準地として設定いたしました。

- (4) 9月16日(土) 柏林公園まつりに伴う来賓歓迎レセプション
大樹町経済センター(会長欠席)
- (5) 9月20日(水) 農地委員会・現況証明
役場1階大会議室(農地委員出席)
(地区) (法人)
(代表)
(地区) (法人)
(代表)

新法人の3条資格審査と現況証明願の協議を行いました。

- (6) 9月21日(木) 農政委員会
役場1階大会議室(農政委員出席)
農地等の利用最適化推進に関する事項について

詳細につきましては委員協議会の方で説明したいと思います。

5. その他

(1) 故 水下 茂春 元委員の葬儀

死亡年月日 平成29年9月10日(日)
通夜年月日 平成29年9月12日(火)
告別式年月日 平成29年9月13日(水)
葬儀会場 光教寺

(2) 農作物生育作況調査(9月15日現在)

別紙4 16ページについております。資料は台風前の数値となっております。

18日以降で最新の情報を確認した所、馬鈴薯が80%ほど進捗があり、ほぼ被害は無いと報告があがっているようです。

それから台風で一番影響があったのがデントコーンでございまして予定では9月19日に刈り取るところを18日に台風が来て、被害が多かったということで農政係に確認した所、大樹町全体では6割程度の被害だったと聞いております。大きく被害があったのは市外から海沿いが

多かったという風に伺っております。6割程の被害ということで振興局に報告しているとお聞きしております。

報告は以上でございます。

議長

報告が終わりました。

報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長

以上で業務報告を終わります。

日程第2、議案第37号、現況証明願いについての件を議題といたします

提案説明を求めます。

水津局長

議案第37号、現況証明願いについて提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます現況証明願いは2件でございます。申し出のありました「現況証明願い」について、農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願い出がありましたので、その証明の可否についてご審議賜りたく、ご提案いたしますのでご審議方よろしくお願い致します。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、1番の内容について、事務局より説明を求めます。

中村主事

議案第37号、現況証明願いについて説明いたします。

番号1番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 以下2筆

登記地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積合計 901㎡

平成29年9月20日、農地委員会穀内委員長のもと現地調査を行っております。

こちらの案件は、(氏名)が年金受給年齢に近づいてきたので、現在畑として使っていない農地を経営移譲年金の処分対象農地から除外するために、本現況証明の申請となりました。本申請が許可となりましたら、農地台帳地目を畑から農地・採草放牧地以外に変更いたします

す。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番について、調査班より報告を求めます。
農地委員会委員長、穀内 和夫 委員から報告願います。

13番
穀内委員

議案37号、現況証明願につきまして、(氏名)より出されています案件であります。9月20日に農地委員会で現地を調査しております。

申請地は、所有者が農業者年金の受給年齢に近づいているため、農地として使われていない畑の農地台帳地目を農地・採草放牧地以外に変更し、経営移譲年金の裁定請求に備えたいとの理由で、現況証明願いの申請がありました。

現地調査をした際、傾斜地であったり、地面に凹凸があるなど、作業に支障を及ぼす農地であるため、農地・採草放牧地以外とすることは止むを得ないと、班では判断しました。

ご審議のほどよろしく願います。

議長

報告が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
議案第37号 番号1番の件について採決いたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
暫時休憩します。

議長

再開致します。
それでは、2番の内容について、事務局より説明を求めます。

中村主事

続きまして現況証明願について説明いたします。

番号2番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 以下10筆

登記地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積合計 30,685㎡

平成29年9月20日、農地委員会穀内委員長のもと現地調査を行っております。

こちらの案件は、(氏名)が年金受給年齢に近づいてきたので、現在畑として使っていない農地を経営移譲年金の処分対象農地から除外するために、本現況証明の申請となりました。本申請が許可となりましたら、農地台帳地目を畑から農地・採草放牧地以外に変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号2番について、調査班より報告を求めます。

農地委員会委員長、穀内 和夫 委員から報告願います。

13番
穀内委員

議案第37号現況証明願2番につきまして、こちらは(氏名)より出されている案件であります。9月20日に農地委員会で現地調査をいたしました。

申請地は、所有者が農業者年金の受給年齢に近づいているため、農地として使われていない畑の農地台帳地目を農地・採草放牧地以外に変更し、経営移譲年金の裁定請求に備えたいとの理由で、現況証明願いの申請がありました。

現地調査を行った結果、申請地には雑木が多数あったり、農地の幅が狭く機械が入れない土地であるため、畑として整備するのは困難だと判断しました。また、うち面積が記載されている農地は、平成27年12月に中間管理事業を利用した際に、農地とは認められなかった部分でありますので、農地台帳地目を農地・採草放牧地以外に変更することは止むを得ないと、班では判断しました。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番
原口委員 37-2-1の図面で、申請地の下に隣接する土地は、地目としては何になりますか。

議長 山林になります。

7番
原口委員 分かりました。

議長 他に質疑ありませんか

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
議案第37号 番号2番の件について採決いたします。
原案のとおり決することにご異議ありませんか

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
日程第3、議案第38号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題といたします。
提案説明を求めます。

水津局長 議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可について提案説明を申し上げます。
今回ご審議頂きます「農地法第3条第1項の規定による許可申請」は2件でございます。内容は、新法人設立による使用貸借が2件です。その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。
以上で説明を終わります。

議長 それでは1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長 議案第38号、農地法第3条第1項の規定による許可についてご説明いたします。

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下4筆 畑及び牧場

面積 合計28,828㎡

理由 貸主 農地所有適格法人設立に伴う貸付

借主 同上理由による借受

借受人等の経営地の状況

自作地 使用収益権を有する土地 28,828㎡

経営地合計 28,828㎡

労働力 4名

家畜の状況 乳牛 170頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬 農薬使用

共同防除 該当なし

遺伝子組換え作物 なし

作付(予定)作物 連作

使用貸借 10年間 無償

地区担当委員 富倉 浩之 委員

1番につきましては新規農地所有適格法人の設立に伴う農地の利用権設定の案件となります。9月20日に農地委員会で現地調査及び法人審査を行っております。

次ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。

また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長

次に、1番について農地委員会より報告を求めます。

農地委員会委員長、穀内 和夫 委員から報告願います。

13番
穀内委員

議案第38号、農地法第3条第1項の規定による許可について、こちらは(貸主)、(借主)から出されている案件です。

(借主)が新規法人を設立することに伴い、(貸主)から同法人へ利用権を設定する案件になります。

9月20日に農地委員会を開催し、現地調査及び法人審査を行いました。

審査の結果、農地所有適格法人の4要件を満たしており、農地としての効率的な利用と、周辺農地との総合的な利用に影響がないことを確認しております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
議案第38号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
暫時休憩致します。

議長

再開いたします。
それでは2番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

番号2番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下3筆 畑

面積 合計92,000㎡

理由 貸主 農地所有適格法人設立に伴う貸付

借主 同上理由による借受

借受人等の経営地の状況

自作地 使用収益権を有する土地 92,000㎡

経営地合計 92,000㎡

労働力 4名

家畜の状況 乳牛 290頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬 農薬使用

共同防除 該当なし

遺伝子組換え作物 なし

作付（予定）作物 一部連作

使用貸借 10年間 無償

地区担当委員 吉田 義明 委員

2番につきましては新規農地所有適格法人の設立に伴う農地の利用権設定の案件となります。9月20日に農地委員会で現地調査及び法人審査を行っております。

次ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。

また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長

次に、2番について農地委員会より報告を求めます。

農地委員会委員長、穀内 和夫 委員から報告願います。

13番
穀内委員

議案第38号、農地法第3条第1項の規定による許可につきましてこちらは（貸主）から（借主）への案件です。

（借主）が新規法人を設立することに伴い、（貸主）から同法人へ利用権を設定する案件になります。

9月20日に農地委員会を開催し、現地調査及び法人審査を行いました。

審査の結果、農地所有適格法人の4要件を満たしており、農地としての効率的な利用と、周辺農地との総合的な利用に影響がないことを確認しております。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

議案第38号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第4、議案第39号農業経営基盤強化促進法 第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は6件でございます。内容は、合理化事業による公社の買入れが3件、贈与が1件、使用貸借が1件、賃貸借が1件です。その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますのでご審議方よろしくお願い致します。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から6番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第39号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてご説明いたします。

番号1番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下4筆 畑

面積 合計83,787㎡

成立する法律関係 売買

利用権設定等の種類 所有権移転

利用権設定等の内容 普通畑として利用

所有権移転時期 平成29年9月29日

対価の支払期限 平成29年11月14日

土地の引渡時期 対価の支払日

金額 13,030,000円 支払方法 指定口座に振込
借受予定者 (地区) (氏名)

番号2番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下3筆 畑

面積 合計49,215㎡

成立する法律関係 売買

利用権設定等の種類 所有権移転

利用権設定等の内容 普通畑として利用

所有権移転時期 平成29年9月29日

対価の支払期限 平成29年11月14日

土地の引渡時期 対価の支払日

金額 7,620,000円 支払方法 指定口座に振込
借受予定者 (地区) (氏名)

番号3番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下9筆 畑

面積 合計196,785㎡

成立する法律関係 売買

利用権設定等の種類 所有権移転

利用権設定等の内容 普通畑として利用

所有権移転時期 平成29年9月29日

対価の支払期限 平成29年11月14日

土地の引渡時期 対価の支払日

金額 30,360,000円 支払方法 指定口座に振込
借受予定者 (地区) (氏名)

番号4番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下5筆 畑

面積 合計270,013㎡

成立する法律関係 贈与

利用権設定等の種類 所有権移転

利用権設定等の内容 普通畑として利用
所有権移転時期 平成29年9月29日
土地の引渡時期 平成29年9月29日
金額 無償

番号5番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下5筆 畑

面積 合計270,013㎡

成立する法律関係 使用貸借

利用権設定等の種類 使用貸借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成29年9月29日 終期 平成39年9月28日 10年間

金額 無償

新規

番号6番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下2筆 畑

面積 合計31,550㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成29年10月1日 終期 平成39年9月30日 10年間

金額 10a当り6,300円 毎年12月10日までにして口座振込

新規 地区担当委員 宮本 明夫 委員

1番から3番につきましては、7月の総会で買入協議の要請をお認めいただきました農地等売買支援事業を活用して、農地の所有権を移転するもので、売主から（利用権の設定を受ける者）に所有権を移転し、買受予定者に5年又は10年賃貸借した後に買い受ける案件となります。

4番と5番につきましては（4番. 利用権の設定を受ける者）から（4場. 利用権の設定をする者）へ生前贈与をした後、（5番. 利用

権を設定する者)が構成員になっております(5番、利用権の設定を受ける者)に使用貸借する案件になります。

6番につきましては、所有者の(利用権の設定をする者)と前借受者の(氏名)が合意解約したことに伴い新たに(利用権の設定を受ける者)に貸し付ける案件になります。

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

尚、1番から4番につきましては調査書の添付は省略しておりますのでご了解頂きたいと思えます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号6番の内容について、

地区担当委員 宮本 明夫 委員より、調査報告を求めます。

8番
宮本委員

この案件は新規の案件で、前借受者の(氏名)が他の農地の利用権を取得したため、本申請地を合意解約したことにより新たに農用地利用集積の申し出があったものです。

借主は意欲的に営農されている方であり、地区における利用調整に問題がないことを確認済みです。

ご審議のほどよろしく申し上げます

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番
片岡委員

5番の案件ですけども、(利用権の設定をする者)から自身が構成員である法人への貸付け、使用貸借ということで無償となっておりますけど、この意味を教えてくださいませんか。

議長

事務局より説明いたします。

笹田係長

ご質問のありました、無償についての件であります。構成員の方から所属している農業法人へ農地を貸し付ける場合には、貸貸借するケースと使用貸借するケースがあります。今回の案件は使用貸借ということで、賃料と取らないで貸付ける案件になるかと思われま

以上です。

3番
片岡委員

法人の構成員であっても、法人が土地を使用するとなれば利益が発生しますので、利害関係が生まれます。無償で貸付けるということが私には理解できないので、もう少し詳しく教えて下さい。

議長

貸付ける側が法人構成員なので、利益が出た分は配分されて受け取っているかもしれませんが、土地については無料で貸しますよ、と本人が納得した上で申請されていますので、農業委員会ではそれを受理した、ということになります。

3番
片岡委員

法人ですので、別人格として利害関係があり、賃料は発生してしかるべきかと思いますが、本人が納得されているということで理解しました。

議長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第39号、番号1番から6番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

次に連絡事項に入ります。

事務局より説明いたします。

水津局長

次回の総会につきましては、10月30日、月曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

以上をもって、第3回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成29年 9月28日

会 長

金田正喜

委員(6番)

竹内 稔

委員(7番)

原口武実